

横田小学校 いじめ防止基本方針

(令和8年4月 改訂)

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「島根県いじめ防止基本方針」（平成26年4月30日）にあるように、「いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生した場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、横田小学校いじめ防止基本方針を定める。

なおこの基本方針は、策定後の状況の変化に応じて、適宜見直しを行う。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者・地域への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

まずは、年度当初職員会議等の場で全教職員が法や基本方針について理解することを大切にする。また、いじめ防止においては、保護者・地域の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対して説明し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめに対し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。

生徒指導の年間目標を「人のことを大切に聴く」とし、「自己向上」「相手を思いやる気持ち」の育成に努める。

いじめの未然防止に向けて、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 定期的な児童の情報交換

生徒指導職員会議の際、全学級の児童について情報交換を行う。また、アンケートQ-Uを活用した児童理解や支援のあり方を共有したり、個々の児童について事例研究やコンサルテーションを行ったりすることで、児童への対応について共通理解を図る。

(2) 教育相談週間

年間2回、教育相談週間を設定し、担任と児童が個別に面談をし、児童理解に努める。事前に全児童に「学校生活アンケート」を実施し、いじめや児童間のトラブル等について実態把握を行う。また、生徒指導職員会議で分析、考察して児童理解や指導に生かす。

(3) 縦割り班活動

相手への思いやりの心を育てるため、縦割り班を編成し、年間を通じて異学年で様々な活動に取り組む。

- ・縦割り班そうじ
- ・運動会 縄跳び集会（長縄跳び）

(4) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ・学習規律の徹底（「人のことを大切に聴く」）
- ・基礎的・基本的事項の習得
- ・個々の実態に応じた個別指導の実施
- ・意見を発表し合い、学び合う場面の設定
- ・各授業におけるめあての確認、まとめとふり返りの場の設定

(5) 人権・同和教育、道徳教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権・同和教育、道徳教育の充実
- ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- ・「いじめ」の本質や構造の理解
- ・児童が考え、実践する「横田小をもっといい学校にする」ための委員会の実施
- ・SDGs（持続可能な開発目標）をもとにした国際感覚の育成
- ・根拠のないうわさや風評に惑わされない人権感覚の育成
- ・個人特徴や既往歴などに関する誹謗中傷に惑わされない人権感覚の育成

(6) 心を育てる

- ・道徳授業の充実
- ・児童のふるまいや日々の活動からよい面をほめ、自己有用感を育てる

(7) 情報モラル教育の推進

- ・発信する情報の影響や責任について理解させる
- ・個人情報の取り扱い、誹謗中傷の危険性について指導する

- ・ SNS等でのトラブル事例をもとにした具体的指導を行う
- (8) 基本的生活習慣の確立
 - ・ 家庭と連携したよりよい生活習慣づくりへの取組
 - ・ メディアとの適切な接し方等の研修会の実施
- (9) 職員の人権感覚の涵養
 - ・ 計画的に研修、事例検討など行うことで、職員の人権感覚を養う。

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまでに以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。教職員同士の日々の情報交換や話題共有も重要な役割を果たす。また、連絡帳や電話連絡など、保護者や地域からの訴えにも学校全体で適切に対応することが大切である。

併せて定期的な面談や各種アンケート調査を併用する。なお、調査結果等を行った際は、分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝の会、授業中、休憩時間などの観察
 - ・ 健康観察の際の声、表情
 - ・ 授業中の取組の様子
 - ・ 休憩時間の過ごし方の様子
- (2) 学校生活アンケート・教育相談（おはなしタイム）の実施
 - ・ 年3回の教育相談週間に合わせ、「学校生活アンケート（いじめに関する項目を含む）」を実施。アンケートは学校生活の具体的な場面から回答できる内容。
 - ・ 「学校生活アンケート」に児童が記述した内容をもとに教育相談を行う。
 - ・ 保健室前に「相談ボックス」を設置し、いつでも誰にでも相談できるようにする。
- (3) 生活習慣アンケートの実施
 - ・ 各学期1回実施。家庭との連携に生かす。
- (4) アンケートQ Uによる学級集団状況調査
 - ・ 年間2回実施
 - ・ 生徒指導職員会議で結果の分析、考察、支援についての共通理解
- (5) 相談窓口の周知
 - ・ 全校集会等で相談窓口について児童に知らせる。
 - ・ 保護者へ文書等で知らせる。（学校便り）

6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの

と認められる場合には、奥出雲町教育委員会と連携を図り、三成広域交番、横田駐在所と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ発生を確認した際の対応

※ H24年3月 島根県教育委員会作成「いじめ問題対応の手引き」P23～第4章「いじめへの対応」に準じる

(2) いじめ対応の留意点

- ①いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめられた児童のケアは、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- ⑥校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して出席停止などの措置を加える。
- ⑦いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
「いじめ防止対策委員会」での協議の結果から全職員が共通理解をして対応する。また、把握した実態や対応したこと、児童や保護者の変容等は文書で記録し、事後の対応や支援に生かす。

7 重大事態発生時の対処

(1) 重大事態の捉え

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

③児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告、及び調査主体の決定

①重大事態が発生したと判断したときは、ただちに奥出雲町教育委員会に報告する。

②教育委員会の指示により、調査主体を決定する。

ア 次のイに掲げる場合を除き、調査主体は学校となる。この際、教育委員会より指導主事や外部の専門家の派遣を受け、助言を仰ぐ。

イ 以下に掲げる場合は、調査主体は教育委員会となる。

- ・自死事案（自死未遂の場合は、その背景や態様等を勘案し、判断する。）
- ・学校の対応では十分な結果が得られないと教育委員会が判断したとき。

(3) 重大事態への対応

①重大事態が発生した場合は、奥出雲町教育委員会の指示・指導を仰ぎながら、横田小学校いじめ防止対策委員会に適切な人材（利害関係を有しない第三者）を加えた調査組織を設置する。（上記7の（2））

②調査にあたっては、文科省が示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用し、次のことについてなるべく詳細に明らかにする。

- ・その要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、そのような態様であったか。
- ・その要因となったいじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか。
- ・その要因となったいじめに、学校・教職員がどのように対応したか。

③被害児童や情報を提供した児童からの事実関係の聴取等にあたっては、当該児童の安全確保と心のケアを最優先にする。特に被害児童に対しては、状況に合わせた適切かつ継続的なケアを行うとともに、学校生活への復帰の支援と学習支援等を行う。

④加害児童や周囲の児童に対する指導等については、被害児童と並行して、加害児童からも事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認され次第、組織的な対応により、いじめをやめさせるとともに、再発防止の措置を講じ、以後継続的に指導を行う。その際、出席停止等の措置や警察との連携等を視野に入れながら毅然とした対応を行う。一方で加害児童の抱える問題等、いじめを行うに至った背景にも十分目を向けながら、健全な人格の発達に配慮する。

(4) 重大事態への対応に関するその他の留意事項

①被害児童が自死した場合の調査にあたっては、次のことに十分留意する。

- ・亡くなった児童の尊厳の保持と、遺族の心情への十分な配慮をすること。また遺族の要望や意見を十分聴き、可能な限りの配慮と説明を行うこと。同時に、

詳しい調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査の期間や方法、入手した資料の取扱、調査結果についての遺族への説明や公表に関する方針についての合意形成を図ること。

- ・在校生及びその保護者に対しても、説明会を開く等によるできる限りの説明と配慮を行うこと。
 - ・できる限り偏りのない資料や情報をより多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的・総合的に分析評価を行うこと。
- ②重大事態に関する調査結果の報告及び公表にあたっては、次のことに留意する。
- ・調査結果については、奥出雲町教育委員会を通じて奥出雲町長に報告すること。
 - ・被害児童またはその保護者が希望する場合は、被害児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えること。
 - ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫したものとなるように留意すること。なお、被害児童が自死した場合は、亡くなった児童の尊厳の保持や自死の連鎖の可能性を鑑み、「WHOによる自殺報道への提言」を参考にすること。

<校内構成員> 校長、教頭、人権・同和教育主任、生徒指導主任、養護教諭、担任
状況に応じて→その他関係職員（教務主任、特別支援教育主任、学級担任等）

<校外構成員> 必要に応じて→スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
教育委員会指導主事、PTA会長、公民館長関係機関の助言者等